

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成21(2009)年2月22日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1)福岡高判平成20年3月28日 判時2024号32頁

平成19年(ネ)第202号 手付金返還(本訴)、損害賠償(反訴)請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却(上告、上告受理申立))

債務不履行の場合には売買代金の2割の違約金を支払う旨の特約(本件違約金特約)の付されたマンションの売買契約が締結され、購入者の代金不払によって解除され、違約金の請求(反訴)がされた事案において、本件違約金特約は損害賠償額の予定と推定される(民法420条3項)、契約を解除した売り主は、買い主に対し、損害の発生、損害額を証明することなく、約定の違約金の支払を請求することができ、裁判所は違約金の額(損害賠償の額)を増減することができない(同条1項)ものとされるのが原則であるが、約定の内容が当事者にとって著しく過酷、不当に過大であるなどの公序良俗に反する場合、そこまではいえないとしても約定の内容や締結の経緯などの具体的な事情に照らし約定の内容をそのまま認めることが不当であるときは信義則により、その約定の一部を無効とし、その額を減額することができる(民法117条)と認められ、解除後1ヶ月以内に売却できて売り主の損害が比較的軽微であったことなどを考慮し、手付金200万円のほか200万円の支払を求める限度でその請求を認容した事例。

(2)京都地判平成20年2月7日 判タ1271号181頁

平成19年(ワ)第3399号 所有権移転登記手続請求事件(認容、確定)

本件で、Aは、平成11年4月4日頃、Bに対し、自己の死亡を原因としてその所有する本件不動産を贈与したところ、Bは平成15年3月29日に死亡し、相続人Xがその地位を承継した。他方、Aは平成19年4月7日に死亡したため、Xは、Aの相続人Yに対し、本件不動産について、平成11年4月4日頃の死因贈与を原因とするBへの所有権移転登記手続を求めた。本判決は、上記各事実を認定した上で、受贈者Bが贈与者Aより先に死亡したため、死因贈与の効力について検討し、遺贈と死因贈与の相違及び民法994条1項を死因贈与に準用する旨の明文の規定がないことを考慮すれば、受贈者が贈与者より先に死亡したとしても、死因贈与の効力が失われることはないとし、Xの請求を認容した。

(3)名古屋地岡崎支部判平成20年9月26日 金法1857号56頁

平成19年(ワ)第863号 建物収去土地明渡等請求事件

登記の名義人Xから、根抵当権の設定を受けたY信用金庫について、その重過失を理由に、民法94条2項の類推適用が否定された事例。

本判決は、本件土地につき登記上の名義人らに対し真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を命ずる旨の判決が確定していることや本件建物に敷地利用権はないことなどを調査するに障害となる事情は見出し難く、むしろ、登記簿上の予告登記における具体的な記載や本件根抵当権の対象の本件建物の一部となっている本件土地の登記簿上の記載(予告登記)を踏まえ、そこから予想される問題点の把握および調査、検討、裏付けを順に進めていくことは通常当然に必要とされる調査というべきである、として、Yには、本件根抵当権設定当時、上記確定判決などを知らなかったことにつき、重大な過失がある、とした。

【商事法】

(4)最三判平成21年2月17日 最高裁HP

平成20年(受)第1207号 株主権確認等、株主名簿名義書換等、株式保有確認等請求事件(棄却)

X1が、新聞社(Y1)の従業員であるX2から株式400株を譲り受けたと主張して、Y1らとの間で、X1が本件株式を有する株主であることの確認等を求める第1事件と、Y1の従業員持株会(Y2)が、Y2とX2の間における本件株式の買戻し合意に基づき本件株式を取得したと主張して、Xらとの間で、Y2が本件株式を有する株主であることの確認等を求める第2事件と、?

X2が、Y1に対し、本件株式につきX2からX1への名義書換等を求める第3事件が併合された事案において、株式会社の従業員(X2)といわゆる持株会(Y2)との間における、「当該従業員が持株会から譲り受けた株式を個人的理由により売却する必要があるときは持株会が額面額でこれを買戻す」旨の合意が有効とされた事例。

(理由)

Y1は、定款で株式の譲渡制限を規定するとともに、日刊新聞法1条に基づき、Y1株式の譲受人を同社の事業に関係する者に限ると規定し、Y1株式の保有資格を原則として現役の従業員等に限定する社員株主制度を採用している。Y1の従業員持株会Y2における株式譲渡ルールは、Y1の上記社員株主制度を前提に、譲渡制限を受けるY1株式をY2を通じて円滑に現役の従業員等に承継させるため、株主が個人的理由によりY1株式を売却する必要があるときなどにはY2が額面額でこれを買戻すこととしたものであって、その内容に合理性がないとはいえない。

また、本件株式譲渡ルールは、株主である従業員等がY2にY1株式を譲渡する際の価格のみならず、Y2からY1株式を取得する際の価格も額面額とするものであったから、本件株式譲渡ルールに従いY1株式を取得しようとする者としては、将来譲渡損失を被るおそれもない反面、譲渡益を期待し得る状況にもなかつた。

X2は、上記のような本件株式譲渡ルールの内容を認識した上、自由意思によりY2から額面額で本件株式を買戻し、本件株式譲渡ルールに従う旨の本件合意をしたものであって、Y1の従業員等がY1株式を取得することを事実上強制されていたというような事情はうかがわれない。

さらに、Y1が、多額の利益を計上しながら特段の事情もないのに一切配当を行うことなくこれをすべて会社内部に留保していたというような事情も見当たらない。以上によれば、本件株式譲渡ルールに従う旨の本件合意は、会社法107条及び127条の規定に反するものではなく、公序良俗にも反しないから有効というべきである。

【知的財産】

(5) 最三決平成21年1月27日 最高裁HP

平成20年(許)第36号 秘密保持命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

特許権の侵害差止め等を求める仮処分命令申立事件において、秘密保持命令の申立てをすることが許されるか否かが争われている事案について、同仮処分が特許法105条の4第1項柱書き本文に規定する「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟」に該当し、上記仮処分事件においても、秘密保持命令の申立てをすることが許されるとして、これを否定した原決定が破棄され、原々審に差し戻された事例。

(理由)

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、提出を予定している準備書面や証拠の内容に営業秘密が含まれる場合には、当該営業秘密を保有する当事者が、相手方当事者によりこれを訴訟の追行の目的以外で使用され、又は第三者に開示されることによって、これに基づく事業活動に支障を生ずるおそれがあることを危ぐして、当該営業秘密を訴訟に顕出することを差し控え、十分な主張立証を尽くすことができないという事態が生じ得る。特許法が、秘密保持命令の制度(同法105条の4ないし105条の6、200条の2、201条)を設け、刑罰による制裁を伴う秘密保持命令により、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外で使用すること及び同命令を受けた者以外の者に開示することを禁ずることができるとしている趣旨は、上記のような事態を回避するためであると解される。

特許権又は専用実施権の侵害差止めを求める仮処分事件は、仮処分命令の必要性の有無という本案訴訟とは異なる争点が存するが、その他の点では本案訴訟と争点を共通にするものであるから、当該営業秘密を保有する当事者について、上記のような事態が生じ得ることは本案訴訟の場合と異なるところはなく、秘密保持命令の制度がこれを容認していることと解することはできない。そして、上記仮処分事件において秘密保持命令の申立てをすることができると解しても、迅速な処理が求められるなどの仮処分事件の性質に反するということもできない。

特許法においては、「訴訟」という文言が、本案訴訟のみならず、民事保全事件を含むものとして用いられる場合もあり(同法54条2項、168条2項)、上記のような秘密保持命令の制度の趣旨に照らせば、特許権又は専用実施権の侵害差止めを求める仮処分事件は、特許法105条の4第1項柱書き本文に規定する「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟」に該当し、上記仮処分事件においても、秘密保持命令の申立てをすることが許されると解するのが相当である。

(6) 知財高判平成20年10月28日 判時2023号140頁

平成19年(行ケ)第10351号 審決取消請求事件(認容、上告)

本件開発委託契約の記載によれば、同契約では、[1] 本件発明について特許を受ける権利が原告と被告の共有であることが定められ(6条1項(2))、また、[2] 本件契約の有効期間は、本契約締結の日から第2条の委託業務の終了日までとすると定められ(8条1項)、さらに、[3] 前項の定めに関わらず、……第6条(工業所有権)の関する定めは、当該工業所有権の存続期間中有効とする(8条2項)(本件効力存続条項)と定められている。そうすると、本件共同出願条項(8条2項)にいう「第6条(工業所有権)の関する定め」にあたる。)は、本件開発委託契約の合意解除を原因とする「委託業務の終了」(8条1項)にもかかわらず、本件効力存続条項(8条2項)により委託業務終了後の平成13年6月6日の本件特許出願時においても、「当該工業所有権の存続期間中」(8条2項)として、その効力を有するものと解すべきは、疑いの余地はない。

したがって、上記認定した事実経過の下における本件では、平成12年中に、新型浄水器についての設計開発作業は終了し、特許出願することができる段階に至っていたのであるから、合意解除された平成13年3月26日には、本件効力存続条項によって、合意解除の後においても、引き続き、原告及び被告は相互に、特許を受ける権利の共有、共同出願義務を有することになる。

被告は、特許を受ける権利について、原告と共有であるにもかかわらず、平成13年6月6日に単独で本件特許の出願をし、その登録を受けたのであるから、本件特許の登録は特許法38条に違反するものとして、123条1項2号の無効理由を有することになる。

(7) 知財高判平成21年1月14日 裁判所HP

平成18年(ネ)第10008号 損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件(最高裁判所平成17年(受)第541号事件の判決による差戻事件。差戻前・東京高等裁判所平成15年(ネ)第3895号、同年(ネ)第4132号;原審・静岡地方裁判所平成12年(ワ)第81号)

被控訴人が、特許庁の担当職員の過失により本件質権設定登録が受付の順序に従ってされず、本件質権の効力が生じなかったために、本件債権の回収をすることができなくなって損害を被ったと主張して、控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求め、上告審判決は、本件については、損害額の認定等につき更に審理を尽くさせる必要があるとして、原審に差し戻した。

鑑定書では、本件債権が履行遅滞に陥った平成10年3月ころの時点においては、FS床版事業が発表後2年の比較的新しい技術であった以上、不確定要因が多いという消極的な見方に基づいて、本件特許権を含む権利群である特許網に対する本件発明の寄与度を16分の1という割合値を本件特許権の有する技術要素に対応する値として、8250万円の16分の1である515万6000円という評価額を得ている。

一方で、本件特許権の技術的価値に準じる事項として、FS床版事業を展開する上で本件特許権が中核的な技術と位置付ける見方があった点を参酌すると、平成10年3月ころ当時の事業収益の見込みにかかる本件特許権の特許網全体に対する割合については、全体を一括して4分の1(16分の4)という値を採用するのが相当であるとして、裁判所は、本件質権による回収ができなくなったことによる損害額は、8250万円に4分の1を乗じた2062万5000円から、本件質権の回収費用として上記200万円を控除した1862万5000円であると判断した。

(8) 知財高判平成21年1月29日 裁判所HP

平成20年(ホ)第10061号 損害賠償請求控訴事件(原審・さいたま地裁平成19年(ワ)第1020号・回付前東京高裁平成20年(ホ)第3406号)

通常実施権の設定を受けた控訴人が、その基本となる専用実施権は設定登録がなされていない無効なものでありこれに基づく本件通常実施権の設定も無効であると主張して、被控訴人に対し、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償金の支払を求めた事案で、原審のさいたま地裁は一審原告たる控訴人の請求を棄却した。

民訴法6条1項によれば、「特許権…に関する訴え」については、東京地裁又は大阪地裁の専属管轄である旨が規定され、ここにいう「特許権に関する訴え」は、特許権に係る訴訟を広く含むものであって、特許権侵害を理由とする差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟、職務発明の対価の支払を求める訴訟などに限られず、本件のように特許権の専用実施権や通常実施権の設定契約に関する訴訟をも含むと解するのが相当である。そうすると、一審原告は東京都に住所を有し一審被告らはいずれも埼玉県に住所を有する本件訴訟の第一審の土地管轄は、民訴法6条1項によれば、東京地方裁判所に専属するということになるから、原判決は管轄違いの判決であって、取消しを免れない。よって、民訴法309条により、原判決を取り消して本件を管轄裁判所たる東京地方裁判所に移送する。

【民事手続】

(9) 最三小決平成20年11月25日 金法1857号44頁

平成20年(許)第18号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

1 金融機関を当事者とする民事訴訟の手続の中で、当該金融機関が顧客から守秘義務を負うことを前提に提供された非公開の当該顧客の財務情報が記載された文書につき、文書提出命令が申し立てられた場合において、次の〔1〕〔2〕の事情のもとでは、上記文書は、当該金融機関の職業の秘密が記載された文書とはいえず、民訴法220条4号ハ所定の文書に該当しない。

〔1〕 当該金融機関は、上記情報につき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有しない。

〔2〕 当該顧客は、上記民事訴訟の受訴裁判所から上記情報の開示を求められたときは、次のア、イなどの理由により、民訴法220号ハ、二等に基づきこれを拒絶することができない。

ア 当該顧客は、民事再生手続開始決定を受けており、それ以前の信用状態に関する上記情報が開示されても、その受ける不利益は軽微なものと考えられる。

イ 上記文書は、少なくとも金融機関に提出することを想定して作成されたものであり、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないものとはいえない。

2 金融機関を当事者とする民事訴訟の手続の中で、当該金融機関が顧客の財務情報等を基礎として行った財務状況、事業状況についての分析、評価の過程およびその結果並びにそれを踏まえた今後の業績見通し、融資方針等に関する情報が記載された文書につき、文書提出命令が申し立てられた場合において、次の〔1〕、〔2〕などの判示の事情のもとでは、上記情報は、当該金融機関の職業の秘密には当たるが、保護に値する秘密には当たらないというべきであり、上記文書は、民訴法220条4号ハ所定の文書に該当しない。

〔1〕 当該顧客は、民事再生手続開始決定を受けており、以前の信用状態に関する上記情報が開示されても、その受ける不利益は小さく、当該金融機関の業務に対する影響も軽微なものと考えられる。

〔2〕 上記文書は、上記民事訴訟の争点を立証する書証として証拠価値が高く、これに代わる中立的・客観的な証拠の存在はうかがわれない。

3 事実審である抗告審が民事訴訟223条6項に基づき文書提出命令の申立てにかかる文書をその所持者に提示させ、これを閲読した上でした文書の記載内容の認定は、特段の事情のない限り、法律審である許可抗告審において争うことはできない。

(10) 大阪高決平成19年9月19日 判タ1254号318頁

平成19年(ラ)第838号 債権差押命令申立てについてした決定に対する執行抗告事件(取消, 差戻)

債権者が債務名義に基づき債務者の銀行に対する預金債権を差し押さえる際、B銀行の預金債権について「複数の店舗に預金債権があるときは、本店、次いで別紙記載の支店の順位による」と指定して申し立てた点について(いわゆる支店順位方式の申立て)、本決定は、債権者の指定したB銀行の本店及び支店の店舗のいずれもが同一市内にあること、B銀行について割り付けられた請求債権は約44万円にすぎないこと、債務者特定の容易性に関して抗告理由で主張されている債務者の情報(債務者の法人登記を管轄する法務局内には、債務者以外には同名の商号をもつ商業法人登記はないこと)といった事実関係を総合勘案すれば、本件申立について差押債権の特定に欠けるとはいえないとし、支店順位方式によることをもって差押債権の特定がないとした原決定の申立却下部分を取り消し、事件を原審に差し戻した。

(11) 青森地弘前支部判平成20年3月27日 判時2022号126頁

平成17年(ワ)第122号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

XはYがゴルフ練習場を開設するに当たって産業廃棄物の不法投棄に関与し、また農地転用許可申請について脱法行為を行ったなどの趣旨の発言をしたため、Yは名誉を棄損されたとしてXに対し損害賠償及び謝罪広告を求める訴訟を提起したが請求が棄却された。Yはこれを不服として控訴したが控訴棄却の判決が言い渡され判決は確定した。Xは名誉棄損による損害賠償請求訴訟を提起する者は、単に当該表現行為が自己の社会的評価を低下させるか否かのみならず、違法性阻却事由がないことについても吟味・調査の上で訴訟提起に踏み切るべきであるにもかかわらず、Yはこのような調査をすることなく訴えを提起し、控訴を提起したのであるからXに対する不法行為を構成すると主張して慰謝料、弁護士費用等の支払を求めて訴訟を提起した。

本判決は、「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合においてその訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事後的、法的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる」との最三判昭和63年判決を引用し、さらにこの理は訴え提起だけでなく、控訴の提起にも当て

はまるとしたうえで、YのXに対する名誉棄損による損害賠償等請求の訴えに係る訴えの提起及びその敗訴判決に対する控訴の提起がXに対する不法行為を構成するとしてXの請求を一部認容した（認容額は慰謝料50万円、弁護士費用434万5000円の合計484万5000円）。

(12) 東京地判平成20年8月18日 判時2024号37頁
平成19年(ワ)第30521号 保証金返還請求本訴、財団債権請求反訴事件 本訴棄却、反訴一部却下・一部認容(控訴)

賃貸期間を10年とする定期建物賃貸借契約で、賃貸借期間内は原則として中途解約できず、賃借人が自己の都合及び原因により賃貸借期間内に解約又は退去する場合は賃借人のやむを得ない事由により中途解約する場合には保証金は違約金として返還されないとする特約(本件違約金特約)がある契約が締結され、その後賃借人である株式会社が破産し、破産管財人が破産法53条1項に基づき同契約を解除するとともに、原状回復をしないまま明け渡し、保証金の返還(原状回復費用等を控除して)を請求し(本訴)、賃借人が保証金を違約金として取得した上で、原状回復費用を財団債権として請求した(反訴)事案において、本件違約金特約は破産法53条1項の解除の場合も有効で、同特約の適用につき破産法72条1項1号の適用の有無及び相殺権の濫用は問題とならない、原状回復費用請求権は破産管財人が破産手続の遂行過程で破産財団の利益を考慮して行った結果生じた債権といえるから、破産法148条1項4号又は8号の適用又は類推適用により財団債権と認められる、と判示された事例。

【刑事法】

(13) 東京高判平成19年12月11日 判タ1271号331頁
平成18年(ウ)第2754号住居侵入被告事件(破棄自判・上告)

本件は、被告人が政治ビラをマンションの各住戸のドアポストに投函する目的でその共用部分に立ち入ったことが住居侵入に問われた事案である。本判決は、本件マンションの構造、利用、管理等の状況に照らせばその共用部分は分譲された住戸部分に付随しており、管理組合を通じて利用、管理することが予定されていて、住民等の生活の平穩に配慮する必要が強く認められるから、各住戸と一体をなして刑法130条前段の住居にあたるとし、また、このような本件マンションの構造等に加え、本件立入行為が管理組合の意思に反することや被告人がこれを知っていたことを認定し、本件立入行為が住居侵入罪を構成すると認めた。そして、政治ビラを配布する表現の自由は尊重されなければならないが、住民はその住居の平穩を守るために部外者の立入を禁止することができるから、この住民らの意思に反する本件立入行為は可罰的違法性を欠くものではなく、ビラを投函する目的による本件マンションの立入行為を処罰することも憲法21条1項には違反しないとした。

(14) さいたま地判平成20年6月5日 判時2022号160頁
平成20年(わ)第347号 道路交通法違反被告事件(有罪(確定))

被告人は、自身が経営する飲食店の客Aに対し、Aが酒気を帯びて車両等を運転するおそれがある状態であることを知りながら数時間にわたって焼酎等を提供し、Aが店を出た後に酒に酔った状態で普通乗用自動車運転したため、平成19年の道路交通法改正により新設された酒類提供罪で起訴された。

裁判所は、被告人とAが単に飲食店の店主と一見の客という関係にとどまらずに、かねてからのゴルフ仲間であり当日はゴルフ仲間が被告人の店に集合して懇談等していたこと、被告人はAにビールや焼酎を提供し続け、Aが運転代行やタクシー、家族の迎え等を手配していないことや相当酩酊していることを知りながら、運転を阻止する行動をしていないこと、そのことが発端となってAは酒に酔った状態で普通乗用自動車を制限速度をはるかに上回る高速で運転し、死者2名負傷者6名の大惨事を引き起こしていること、酒類を提供し続けたのは結局その販売による自己の利益を確保しようとしたものと推認されること等を指摘し被告人に懲役2年執行猶予5年の判決を言い渡した。

【公法】

(15) 大阪高判平成18年12月22日 判タ1254号132頁
平成18年(行コ)第26号 公文書非公開決定取消請求控訴事件、平成18年(行コ)第68号同附帯控訴事件(変更・上告、上告受理申立)

被控訴人が、兵庫県情報公開条例に基づき、学校体罰に関する体罰発生報告書等の文書のうち、控訴人(兵庫県教育委員会)が非公開決定をした部分の取消を求めた訴訟において、

[1] 本件各文書に記録された情報が兵庫県情報公開条例6条1号前段の非公開事由に該当するか、[2] 部分公開の可否が問題となったが、本判決は、[1] について、加害教員が被害生徒に対し体罰を行ったという情報は、教育現場における教育指導等の過程で発生するものであって、加害教員との関係のみならず、公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であるから、「個人に関する情報」にはあたらず、同公開条例6条1号前段の非公開事由に該当しないとし、[2] について、同公開条例は、独立した一体的な情報であるかどうかをもって公開の範囲を区分することなく、非公開情報が記録された部分を除き情報の一部についても公開することを実施機関に義務づけているものであるとして、加害教員の身長・体重の記載、被害の状況等を除く被害生徒の属性に関する記載などを除き、学校名、加害教員の氏名、性別、年齢及び校務分掌などを含む学校体罰に係る情報を開示すべきものと判断した。

(16) 大阪高判平成20年5月28日 判時2024号3頁
平成19年(行コ)第127号 特別在留許可不許可処分取消等請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却(確定))

本邦上陸の約8年後に在留資格を偽って上陸許可を受けていたことが判明(その間在留資格の更新許可を受けて在留)した中華人民共和国の国籍を有する夫婦及び未成年の子につき、在留期間更新許可等が取り消されるなどし、不法入国に該当する旨の認定がされ、退去強制令は発布されたことに対する取消の抗告訴訟において、夫婦の請求については認めなかったが、子については偽った事情をいっさい知らず、その後の手続きについても関与しておらず、本件の一連の手続において初めて知ったこと、小中高と進学して学業成績優秀で、部活動にも従事し、学級委員長を務めるなどし、遅くとも中学卒業ころには他の日本人の生徒らと同等の日本語能力を備え、他方で中国語は日常会話しかできず、中国での生活を強要することの不利益が大きいため、両親と離ればなれになっても日本での生活を希望し、友人や教師も在留を希望していること、人柄や能力等が信頼・評価されていること、縁者も生活

支援の意思を表明していることなど、子については在留を特別に許可すべき事情が認められるとして、当該未成年の子に在留特別許可を認めなかった裁決等が取り消された事例。

(17) 東京地判平成18年8月31日 判タ1254号307頁
平成17年(ワ)第11534号 医療費請求事件(一部認容・確定)

保険医療機関(原告)からの診療報酬請求書(レセプト)による診療報酬請求に対し、国民健康保険法45条5項により保険者から保険者の被保険者に対する診療報酬の審査、支払の委託を受けた国民健康保険団体連合会(被告)が、違法に減点の措置を行ったとして、原告が被告に対し、診療報酬請求権に基づき当該減点措置に係る診療報酬1万2408円及びこれに対する遅延損害金を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料28万円及びこれに対する遅延損害金を求めた事案において、本判決は、国民健康保険団体連合会が保険医療機関に対して法律上診療報酬の支払義務を負っているとしたうえで、保険者の保健医療機関に対する診療報酬の支払期限を定めた規則31条所定の「審査」には、規則30条、41条所定の再審査部会のある再度の考案による審査は含まれないとし、被告が原告からレセプトの提出を受け、その審査を行った月の翌月末の支払期限の翌日から履行遅滞に陥ったものと判断し、被告の原告に対する減点の措置に係る診療報酬金1万2408円の支払義務を認めるとともに、遅延損害金について当該診療報酬に対し上記支払期限の翌日から支払い済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金283円の支払を命じた(なお、慰謝料については棄却)。

(18) 大阪地判平成19年3月22日 判タ1254号118頁

平成18年(行ウ)第105号 不当利得金返還請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却・確定))
和泉市の住民である原告らが、和泉市の前市長が逮捕・勾留され、職務を執行することができない状態であったにもかかわらず、和泉市から給与の支払いを受けていたのは違法であると主張し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき和泉市(被告)に対して、前市長に逮捕・勾留後の期間の給与に相当する額の不当利得返還請求をすることを求めた住民訴訟において、和泉市職員の給与に関する条例29条(正規の勤務時間に職員が勤務しなかったときは、給与を減額する)の規定が市長について準用されるか否かが問題となり、本判決は、同条は、勤務の裏付けのない給与は原則として認められるべきでないとする「ノーワーク・ノーペイの原則」を具体化したもので、勤務と給料との間の具体的対価性を前提とした規定であるところ、市長については、具体的な勤務の対価として給料が支払われるというよりも、市長という地位そのものに対する対価ないし報酬として給料が支払われているとし、同条の規定は市長には準用されず逮捕・勾留中の給料の支給が違法とはいえないとした。

【社会法】

(19) 東京高判平成20年9月10日 判時2023号27頁

平成20年(ネ)第2843号 損害賠償請求控訴事件(変更・確定)
乙山の控訴人に対する平成18年1月2日を中心とする各言動は、全体として受任限度を超える違法なものであり、そのことによって、控訴人が乙山の下で働くことに困惑ないし恐怖を抱いていたことが認められ、そうした困惑ないし恐怖が消失することなく継続する中で、同年7月13日に乙山の態度や形相から乙山に対する恐怖感と嫌悪感を再び強くし、本件店舗での就労意欲を失ったのみならず、再就労に向けて立ち直るまで相当の時日を要する状態に陥ったものと認められることができる。従って、乙山の前記認定に係る「頭がおかしいんじゃないの。」「昨夜遊びすぎたんじゃないの。」「秋葉原で働いた方がいい。」「エイズ検査を受けた方がいい。」「処女にみえるけど処女じゃないでしょう。」「丙川にいる男の人と何人やったんだ。」等の言動は、控訴人に対する不法行為となる。

そして、乙山の前記認定に係る各言動は、いずれも男性である乙山が被控訴人の経営する本件店舗の店長としてその部下従業員である女性である控訴人に対する職務の執行中ないしその延長線上における懇親会において行ったものであり、被控訴人の事業の執行について行われたものと認められる。

(20) 東京地判平成20年2月13日 判タ1271号148頁

平成17年(ワ)第23367号損害賠償請求事件(第1事件)、平成18年(ワ)第6805号損害賠償請求事件(第2事件)(一部認容・確定)

本件は、Y1に雇用されているAが、Y2の工場内において作業中、作業台から転落し死亡したことについて、Aの親であるXらが、雇用関係にあったY1及びY1の代表取締役等に対する安全配慮義務違反を主張したほか、Y2に対しても、形式的には請負契約であるが実質的にはY1はY2に従業員を派遣していた(いわゆる偽装請負である)として、同義務違反を主張し、債務不履行及び不法行為等に基づき損害賠償を求めた事案である。本判決は、請負契約の形式をとりながら、注文者が請負人の雇用する労働者から実質的に雇用契約に基づいて労働の提供を受けているのと同視しうる場合、即ち、注文者の供給する設備、器具等を用いて注文者の指示のもとに労働の提供を行うなど、両者の間に実質的に使用従属の関係が生じていると認められる場合には、注文者と請負人との請負契約及び請負人との従業員との雇用契約を媒介として間接的に成立した法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、注文者は、当該労働者に対し、使用者が負う安全配慮義務と同様の安全配慮義務を負うとし、本件でY2とY1の従業員との間には実質的に使用従属の関係が生じているとして、Y2に対する損害賠償責任を認めた。

【紹介済み判例】

最二判平成20年9月12日 判例時報2022号11頁

平成18年(行七)第177号 法人税額決定処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報89号24番にて紹介済み。

知財高判平成18年8月31日 判例時報2022号144頁

平成17年(ホ)第10070号 著作権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

→法務速報65号20番にて紹介済み。

最二判平成20年10月3日 判例時報2022号162頁

平成19年(行七)第137号 住民票転居届不受理処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報90号25番にて紹介済み。

最三判平成20年10月7日 判例時報2022号162頁
平成20年(受)第12号 損害賠償、求償金請求事件(破棄差戻)
→法務速報90号11番にて紹介済み。

最二判平成20年10月10日 判例時報2022号162頁
平成19年(行ヒ)第68号 障害基礎年金不支給決定取消等請求事件(破棄自判, 請求棄却)
→法務速報90号26番にて紹介済み。

知財高判平成20年9月30日判時2024号133頁
平成20年(ネ)第10031号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立))*
「土地宝典」著作権侵害訴訟控訴審判決
→法務速報90号12番にて紹介済み。

最二決平成20年5月20日 判時2024号159頁
平成18年(あ)第2618号 傷害被告事件(上告棄却)
→法務速報85号28番にて紹介済み。

横浜地判平成18年7月27日 判例タイムズ1254号232頁
平成15年(ワ)第1564号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却, 確定)
→法務速報79号7番にて紹介済み。

最二小判平成20年10月10日 金法1857号51頁
平成19年(受)第152号 預金払戻請求事件
→法務速報90号1番にて紹介済み。

最二小判平成20年7月4日 金法1858号46頁
平成19年(受)第1401号 書類引渡等, 請求書類引渡等請求事件
→法務速報87号7番にて紹介済み。

東京高判平成20年6月25日 金法1858号51頁
平成20年(ネ)第1618号 建物抵当権設定仮登記, 建物根抵当権移転仮登記抹消登記請求控訴事件
→法務速報90号6番にて紹介済み。

2. 平成21(2009)年2月22日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・閣法 171 2
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・地方財政の状況等にかんがみ, 地方交付税の総額を確保するため, 平成二十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる法律

・閣法 171 3
平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律
・ ・ ・最近の地域経済の状況を踏まえ, 平成二十年度の地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を同年度の当初予算における揮発油税の収入額の予算額の四分の一に相当する額とする法律

3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・小楠展央/中里 功/宮内豊文/山田茂樹 民事法研究会 436頁 4200円
悪質商法被害救済の実務

・今井 宏監修/住友信託銀行証券代行部編著 商事法務研究会 256頁 3150円
株式・株主総会書式ひな型集

・日野正晴監修/TMI総合法律事務所編 中央経済社 379頁 4200円
集団投資スキームのための金融商品取引法Q&A100・ ・ ・★

・荒木哲郎/高澤文俊/崔宗樹/杉村亜紀子編 新日本法規出版 497頁 5040円
ケース別不動産をめぐる金銭請求の実務 手続と文例

・あらた監査法人編 中央経済社 551頁 5250円
会社法計算書類の実務 作成・開示の総合解説

・日比谷パーク法律事務所/三菱UFJ信託銀行証券代行部編 中央経済社 279頁 2520円
別冊ビジネス法務 株主総会の準備実務・想定問答 平成21年

4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・葛野尋之 日本評論社 362頁 5775円
少年司法における参加と修復・・・★

・外井浩志 三協法規 319頁 3675円
労働時間・休日・休暇の実務Q&A120

・第一東京弁護士会労働法制委員会編著 清文社 389頁 2940円
管理職のための労働契約法・労働基準法の実務

・釜井英法編 新日本法規出版 320頁 3780円
Q&A任意団体の実務 法務と税務・規約例

・秋山賢三/荒木伸怡/庭山英雄/生駒 巖/佐藤善博/今村核編 現代人文社 223頁 3675円
続・痴漢冤罪の弁護

・岩出誠編著 清文社 301頁 2625円
最新労働関係法改正にともなう就業規則変更の実務

5. 発刊書籍の解説

・集団投資スキームのための金融商品取引法Q&A100

全7章に分かれているが、第1章では金融商品取引法の概要を解説しており、残りの6章ではその実務について一問一答形式で解説している。

1つの問につき約3ページを割いた解説があり、要所に投資スキームの図解も掲載されている。

また、解説は金融商品取引法に関わるプレーヤー毎に分けられており、目的事項を効率よく参照できる。

・少年司法における参加と修復

少年司法の改革をどのような方向性で行っていくべきなのかを解説している。

厳罰化の傾向にある少年法の批判的検討、国民の少年司法への「参加」の必要性と、それによる「修復」が主な内容となっている。

事件の被害だけでなく、加害少年が過去に受けてきた被害や、少年司法手続きの中で加害少年が受けるであろう被害にスポットライトを当てていたり、イギリス法の少年司法と比較されていたりと、多角的な検討が本書の特長である。

☆配信停止をご希望の方へ

下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。